

## 医薬品の一般名処方について

当院では、後発医薬品\*使用促進を図ると共に、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。後発医薬品\*のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方\*\*（一般的名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、一般名処方によって患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

\*後発医薬品ではなく先発医薬品をご希望の方:診察室にてご自身で医師にご用命ください。

\*\*一般名処方とは：お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択できることで、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。

令和6年5月

ユーカリが丘・腎・内科クリニック